

保護犬の譲渡に関する誓約書

この犬を KDP から譲渡するにあたり、譲受者（里親）は以下の事項を誓約します。

犬の仮名	犬種	性別	推定年齢

- 譲渡された犬を、その命を全うするまで、責任を持って最後まで飼育する事を誓います。（離婚、転勤、引越し等の家庭、人の事情等の出来事が起きる事も想定して最後まで飼育する事を約束します。）
- この犬の所有権および責任は誓約書の日付以降、譲受者に移ります。この犬の健康状態を見て具合が悪そうな時は譲受者の費用負担のもと速やかに病院で診断を受けさせます。
- 譲渡時期によりシェルターにてワクチン接種をしていない場合は、健康状態を見て必ず譲受者にてワクチン接種を致します。
- 譲受者、および家族に万一、不幸（死亡）が起きた時も、子供、親戚等に飼育を引き継ぐ者がいて、その犬が路頭に迷わない事を誓います。万一、飼育を引き継ぐ者がいない場合は譲渡後の日数にかかわらず譲渡者（KDP 菊池）に譲渡犬をお返し致します。
- 譲渡後 1 か月以内に各市町村へ行き狂犬病登録、畜犬登録の名義を KDP 菊池から譲受者の名前に名義変更致します。マイクロチップの名義は犬の命を譲り渡す側の KDP の責任として生涯 KDP 菊池名義から変更は致しません。
- 生涯、迷子札および電話番号入りの首輪を装着して飼育いたします。
- 万一、想定外の出来事（1 以外）が起きてしまった場合は、KDP（譲渡者）に譲渡後の日数に関係なく相談してその後の対応を決めていきます。
- 譲受した犬を KDP の了解、相談をせずに他人に勝手に譲渡は致しません。
- 譲り受けた犬の命に、重大な事項（事故、病気、死亡、老衰、等）が発生した時は必ず KDP に連絡を致します。また、万一犬が脱走した時はいち早く KDP に連絡を致します。
- 譲渡後も KDP と連絡を取り合い犬の状態等について関係を継続いたします。
- これらの事項が 1 つでも守られない時は、飼育日数に関わらず犬の所有権は譲渡者である KDP に戻します。
- これ以外でも KDP が譲受者をこの犬の飼育者としての不適格と判断した場合（飼育の義務を果たさない等）譲受者は速やかに KDP に犬をお返しいたします。その際、譲渡時にかかった実費費用の返金がされない事を承知しています。
- 譲渡時の実費費用は、譲受者の意思で KDP に犬を返還する時も返金されない事を了承いたします。

この誓約書の原本は譲渡者が保管し、複製を譲受者が保管します。

年 月 日

譲受者

ふりがな
氏名 : 印

住所 : 〒

TEL : E-mail :

譲渡者

ふりがな
氏名 : 印

住所 : 〒

TEL : E-mail :